

令和 6 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

| | | |
|-----------|--|-----|
| 議案第 5 1 号 | 令和 5 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について…………… | 別冊 |
| 議案第 5 2 号 | 令和 5 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 別冊 |
| 議案第 5 3 号 | 令和 5 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 別冊 |
| 議案第 5 4 号 | 令和 5 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 別冊 |
| 議案第 5 5 号 | 令和 5 年度上尾市水道事業会計決算の認定について…………… | 別冊 |
| 議案第 5 6 号 | 令和 5 年度上尾市公共下水道事業会計決算の認定について…………… | 別冊 |
| 議案第 5 7 号 | 令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 5 8 号 | 令和 6 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 5 9 号 | 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議案第 6 0 号 | 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 2 |
| 議案第 6 1 号 | 上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 4 |
| 議案第 6 2 号 | 上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 5 |
| 議案第 6 3 号 | 上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 7 |
| 議案第 6 4 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 8 |
| 議案第 6 5 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 9 |
| 議案第 6 6 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 1 0 |

| | | |
|-----------|------------------------------|-----|
| 議案第 6 7 号 | 第 6 次上尾市総合計画基本構想の変更について…………… | 1 1 |
| 議案第 6 8 号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について…… | 1 2 |
| 議案第 6 9 号 | 市道路線の認定について…………… | 1 3 |
| 議案第 7 0 号 | 市道路線の認定について…………… | 1 4 |
| 議案第 7 1 号 | 監査委員の選任について…………… | 1 7 |
| 議案第 7 2 号 | 教育委員会委員の任命について…………… | 1 8 |

議案第 59 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 35 の項を次のように改める。

| | | |
|----|-------------|------------|
| 35 | 国民健康保険運営協議会 | |
| | 会長 | 日額 7,000 円 |
| | 委員 | 日額 6,000 円 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の 35 の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を任期の始期とする特別職の職員（新条例第 1 条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前の日を任期の終期とする特別職の職員については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険運営協議会委員に対する報酬の支払を見直したいので、この案を提出する。

議案第60号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園であるものに限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

内閣府令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設の運営に関する基準を当該内閣府令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 6 1 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例（昭和 3 4 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の項注 4 又は別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 9」を「別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の項注 6 又は別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 1 1」に改める。

第 1 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「又は虚偽の届出をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 6 2 号

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 2 9 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成 2 6 年上尾市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に、「上尾市地域包括支援センター運営等協議会（上尾市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成 1 7 年上尾市条例第 4 4 号）に規定する上尾市地域包括支援センター運営等協議会をいう。次条において「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同項の表おおむね 1, 0 0 0 人未満の項及びおおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、上尾市地域包括支援センター運営等協議会（上尾市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成 1 7 年上尾市条例第 4 4 号）に規定する上尾市地域包括支援センター運営等協議会をいう。以下「協議会」という。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

- 3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の地域包括支援センターの職員に係る基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 6 3 号

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(平成 2 7 年上尾市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「9 人」を「8 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推
進委員の定数を定める条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日に在任す
る農地利用最適化推進委員の任期満了の日(以下「任期満了日」という。)
の翌日以後に委嘱する農地利用最適化推進委員について適用し、任期満了
日までに委嘱された農地利用最適化推進委員については、なお従前の例に
よる。

提案理由

市内の農地面積が減少したことに伴い、農業委員会等に関する法律施行
令第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の定数を見直し
たいので、この案を提出する。

議案第 6 4 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 契約の目的 | 総合福祉センター大規模改造工事（電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1 9 3 , 6 5 5 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 上尾市大字小敷谷 5 3 番地 6 藤電設株式会社 |

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事（電気設備工事）に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 総合福祉センター大規模改造工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5 4 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市緑丘三丁目 4 番 2 5 号 株式会社島村工業上尾支店 |

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事（建築工事）に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 66 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 総合福祉センター大規模改造工事（機械設備工事） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 480,909,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市北区東大成町2丁目376番地2 株式会社茂田工業所 |

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事（機械設備工事）に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 67 号

第 6 次上尾市総合計画基本構想の変更について

第 6 次上尾市総合計画基本構想を別冊のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

産業立地用地の創出に向けた土地利用の転換を実現するため、第 6 次上尾市総合計画基本構想を変更したいので、上尾市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 8 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市第 2 0 7 9 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出する。

議案第 69 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---------|----------------------|-----------------------|-------------------|
| 40559号線 | 上尾市大字平方字雨沼 828番地先 | 上尾市大字平方字東谷 1444番地先 | |

提案理由

(仮称) 平方雨沼公園の建設に伴い、新たに整備する中堀川側道を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 70 号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
| 10786号線 | 上尾市大字小敷谷字儘 上765番地先 | 上尾市大字小敷谷字儘 上765番地先 | |
| 21907号線 | 上尾市老丁目南13番 地先 | 上尾市老丁目南13番 地先 | |
| 21908号線 | 上尾市向山一丁目18 番地先 | 上尾市向山一丁目18 番地先 | |
| 31212号線 | 上尾市大字上字丸野1 170番地先 | 上尾市大字上字丸野1 169番地先 | |
| 31213号線 | 上尾市大字上字大久保 1131番地先 | 上尾市大字上字大久保 1131番地先 | |
| 31214号線 | 上尾市大字上字大久保 1131番地先 | 上尾市大字上字大久保 1131番地先 | |
| 31215号線 | 上尾市大字上尾宿字向 原2114番地先 | 上尾市大字上尾宿字向 原2114番地先 | |
| 40556号線 | 上尾市大字大谷本郷字 前原90番地先 | 上尾市大字大谷本郷字 前原90番地先 | |
| 40557号線 | 上尾市大字上野字石井 戸154番地先 | 上尾市大字上野字石井 戸154番地先 | |
| 40558号線 | 上尾市大字地頭方字東 谷546番地先 | 上尾市大字地頭方字東 谷546番地先 | |
| 51172号線 | 上尾市大字原市字六番 耕地1023番地先 | 上尾市大字原市字六番 耕地1023番地先 | |
| 51173号線 | 上尾市大字瓦葺字宿前 1380番地先 | 上尾市大字瓦葺字宿前 1378番地先 | |
| 51174号線 | 上尾市大字瓦葺字新堀 付1707番地先 | 上尾市大字瓦葺字新堀 付1707番地先 | |

| | | | |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 5 1 1 7 5 号線 | 上尾市大字瓦葺字新堀 付 1 7 0 7 番地先 | 上尾市大字瓦葺字新堀 付 1 7 0 7 番地先 | |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|--|

議案第71号

監査委員の選任について

上尾市監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

米 山 睦

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

監査委員大山一夫氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるが、後任として米山睦氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 7 2 号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

岩 鉄 由 美

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員大塚崇行氏の任期は、令和 6 年 9 月 3 0 日で満了となるが、後任として岩鉄由美氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

